

仁淀川町 農業集落排水事業経営戦略

団 体 名 : 仁淀川町

事 業 名 : 農業集落排水事業

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 2 年度 ～ 令和 11 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施 設

供 用 開 始 年 度 (供 用 開 始 後 年 数)	平成 1 2 年度 (2 0 年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	非適
処 理 区 域 内 人 口 密 度	2 5 . 4 人 / h a R1年度決算統計から	流 域 下 水 道 等 へ の 接 続 の 有 無	無
処 理 区 数	3 箇所		
処 理 場 数	3 箇所		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	該当なし		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設（定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む）、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備（総務副大臣通知）、事務の一部を共同して管理・執行する場合（料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等）を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること（処理区の統廃合を含む。）、③施設の統廃合（処理区の統廃合を伴わない。）を指す。

② 使 用 料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	一般家庭用の使用料は、 ●基本額(税込) 1戸当たり 1,500円、●人数割(税込) 1人当たり 300円とし、使用料の月額は、基本額と人数割の合算額としています。				
業 務 用 使 用 料 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	業務用の使用料は、 ●基本額(税込) 20㎡当たり 2,600円、●超料金(税込) 1㎡当たり 150円としています。				
その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	該当なし				
条 例 上 の 使 用 料 *2 (2 0 ㎡ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成 2 9 年 度	2,400 円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (2 0 ㎡ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成 2 9 年 度	2,324 円
	平成 3 0 年 度	2,400 円		平成 3 0 年 度	2,387 円
	令和元年度	2,400 円		令和元年度	2,029 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における 2 0 ㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に 2 0 ㎡を乗じたもの（家庭用のみでなく業務用を含む）をいう。

③ 組 織

職 員 数	町民課生活・環境係の職員が兼任で農業集落排水事業の運営を行っています。 兼任職員 1名	本庁 総務課 企画課 税務課 町民課 保健福祉課 産業建設課 出納室 議会事務局 戸籍係 国保年金係 生活・環境係 名野川出張所
事業運営組織	本町における農業集落排水事業の運営組織は右図のとおり、町民課生活・環境係において農業集落排水事業を運営しています。	

(2)民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	それぞれの浄化センター、マンホールポンプの管理を民間に委託しています。
	イ 指定管理者制度	現時点では実施していません。
	ウ PPP・PFI	現時点では実施していません。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	現時点では実施していません。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	現時点では実施していません。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す（単純な売却は除く）。

(3)経営比較分析表を活用した現状分析

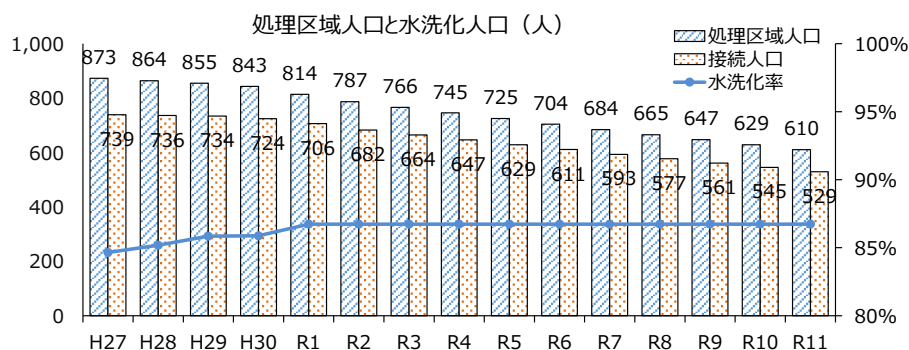
※直近の経営比較分析表（「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」（公営企業三課室長通知）」による経営比較分析表）を添付すること。

農業集落排水事業の経営に関わる現状分析は、別添資料「経営比較分析表」に示すとおりです。 ○収益的収支比率：過去5年間の収益的収支比率を見ると100%を超えたことはなく、一般会計からの繰入金により維持している状態です。また、単年度収支が赤字であることから、適正な施設使用料金の見直しなど経営改善に向けた取り組みが必要です。 ○経費回収率：H29年度を除くと約80%前後で推移していますが、100%は超えていない状況です。なお、経営状況は依然苦しいため、引き続き経営改善に取り組む必要があります。 ○汚泥処理原価：H29年度を除いて類似団体平均値を下回っています。今後も不明水対策などに取り組み、減少に努める必要があります。 ○施設利用率：類似団体平均値を上回っており、約60%でほぼ一定です。さらに、接続率の向上を図り施設利用率の向上に努める必要があります。 ○水洗化率：80%以上で推移していますが、H30年度に水洗化率が減少し類似団体平均値を下回りました。水洗化率向上のための普及啓発活動の強化が必要です。 ○老朽化の状況：耐用年数を迎えた通信設備、機器等の更新を行い機能強化対策に取り組んでいます。今後も、経営改善に見合った計画的な維持修繕・機械・管路等の更新に取り組む必要があります。 ○全体総括：単年度収支が赤字の状態が続いており、使用料の見直し、費用削減等の経営改善に向けた取り組みが必要です。このため、経営戦略を策定し、効率的かつ安定的な経営を行っていくものとします。
--

2. 将来の事業環境

(1)処理区域内人口の予測

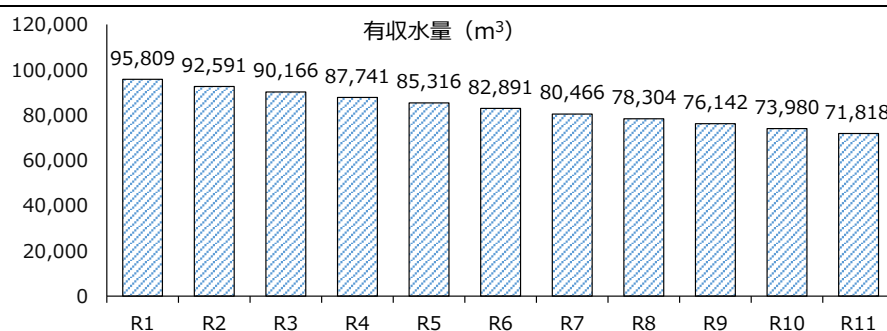
処理区域内の人口の予測については次のとおりです。 ○処理区域内の人口推計は、仁淀川町人口ビジョン（R2年3月改定）に示された「国立社会保障・人口問題研究所（社人研）推計」を基に補正しました。 ○水洗化人口の推計は、推計各年度の処理区域人口に接続率（令和元年度実績）を乗じて推計しました。
--



(2) 有収水量の予測

有収水量の予測については次のとおりです。

○有収水量＝水洗化人口×直近の傾向から求めた水洗化人口1人当たり有収水量としました。

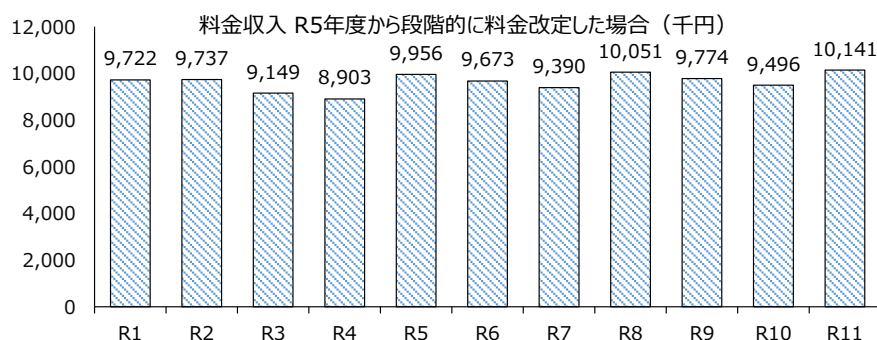


(3) 使用料収入の見通し

料金の見通しについては次のとおりです。

○料金収入見通し＝有収水量×直近の傾向から求めた有収水量当たり料金収入で求めました。

また、令和5年度以降は段階的に料金改定を見込んでいます。



(4) 施設の見通し

施設の見通しについては次のとおりです。

○施設については、耐用年数を迎えた通信設備、機器等の更新を行い機能強化対策に取り組んでいます。今後とも、経営改善に見合った計画的な維持修繕・機械・管路等の更新に取り組んでいきます。

(5) 組織の見通し

組織の見通しは次のとおりです。

○現在の人員構成が本町の農業集落排水事業を運営していく上での最低ラインと考えています。今後とも経営の効率化を検討しつつ、経営技術の維持・継承についても支障をきたすことのないよう継続的に検討します。

3. 経営の基本方針

(1) 農業集落排水事業の役割

生活水準の向上に伴う生活排水等による河川汚濁を改善し、環境、水質を保全するため本町では、農業集落排水事業（田村地区、久喜地区、森地区）に取り組み、田村地区（平成14年7月）、久喜地区（平成16年4月）、森地区（平成15年4月）において共用を開始しています。

今後とも、環境、水質保全の観点から更なる加入者増加に向けての取組が必要とされます。また、当該処理区域外については、合併浄化槽設置の促進を図ります。

(2) 経営方針

農業集落排水事業は、公営企業として水道事業と同様に利用者からの料金によって賄う事業です。

水洗化率は、近年横ばい状態にあり、令和元年度末時点で87%となっています。今後とも、農業集落排水施設への加入促進を図ります。

一方、今後は、少子高齢化の進行に伴う人口減少などにより使用料の減収が想定される中、施設・設備の老朽化による修繕費用等の増加が見込まれ、農業集落排水事業を取り巻く経営環境は大変厳しくなることが予想されます。

今後、健全な経営を行っていくためには、コスト縮減を合理的に進めていくことが必要です。

また、経営環境の様々な変化をモニタリングし、今後の料金改定の必要性についても継続的に検討を続け、財源の確保を図っていきます。

4. 投資・財政計画（収支計画）

（１）投資・財政計画（収支計画）：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には（３）において、その解消方法が示されていることが必要

（２）投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

収支計画の策定に当たって反映した取組については次のとおりです。

目 標	経営のモニタリング指標（経営目標）として、水洗化率の改善を設定します。 水洗化率・・・・・・・・・・87%を目標とします。
-----	--

計画期間内の主な投資については、次の工事等を予定しています。

R2年度（污水处理施設機能強化対策工事、污水施設接続工事、地方公営企業法適用基本計画策定業務、固定資産評価額算定業務等）

R3年度（污水施設接続工事、地方公営企業法適用業務、固定資産評価額算定業務）

R4年度（污水施設接続工事、地方公営企業法適用業務）

R5年度（污水施設接続工事、地方公営企業法適用業務）

R6年度以降（污水施設接続工事）

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	経営のモニタリング指標（経営目標）として、収益的収支比率を設定します。 収益的収支比率・・・・・・・・50%を目標とします。
-----	---

施設整備等の財源については、国・県補助金及び地方債等により、必要な財源を確保します。一般会計からの繰入金については、国が示す繰出基準に基づく繰入を行い、収支の均衡を図るため基準外の繰入を極力抑制する方針です。今後も維持管理費用の縮減に努め、基準外繰入金を安易に増加させることがないよう努めます。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

主な営業費用の算定方法は、次のとおりです。

- ・職員給与費：専従職員を配置していないため考慮しないものとした。
- ・動力費に関する事項：過去実績から平均的な費用を採用しました。
- ・光熱水費に関する事項：過去実績から平均的な費用を採用しました。
- ・通信運搬費に関する事項：過去実績から平均的な費用を採用しました。
- ・修繕費に関する事項：過去実績から平均的な費用を採用しました。
- ・材料費に関する事項：考慮しないものとした。
- ・薬品費に関する事項：考慮しないものとした。
- ・路面復旧費に関する事項：考慮しないものとした。
- ・委託費に関する事項：過去実績から経常的委託費に今後予定する委託費を加えた費用を採用しました。
- ・その他：過去実績から平均的な費用を採用しました。
- ・支払利息：既発債部分は、償還表に基づき各年度の支払利息を計上します。
新規事業に対する地方債については、近年の実績より償還期間、据置期間及び利率を設定し計上しました。
（下水道事業債、過疎債、公営企業会計法適用債）

（３）投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

（１）において、純損益（法適用）又は実質収支（法非適用）が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* （１）において黒字の場合においても、投資・財政計画（収支計画）に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	現在のところ特にありませんが、本町だけの取組みには限界があるため、県及び近隣自治体と足並みを揃えて、中長期的な将来を見据えて共同化等について検討していきます。
投資の平準化に関する事項	現在、固定資産台帳が整備されていないため、今後、施設・管路の台帳整備を行い、アセットマネジメントを実施して、長期的な更新需要を把握するなど、今後検討していきます。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	民間資金を活用するのに適した規模、事業内容の施設整備事業等は現在のところ特にありませんが、全国の先進事例やそれらの効果等を勘案して、今後検討していきます。
その他の取組	現在のところ特にありません。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	経営環境の様々な変化をモニタリングし、今後の料金改定についても継続的に検討を続け、財源の確保を図っていく必要があります。
資産活用による収入増加 の取組について	下水熱・下水汚泥・発電等のエネルギー利用の取組などや、人口減により使用されなくなった施設等の活用については、今後検討していきます。
その他の取組	現在のところ特にありません。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	他自治体の先進的取組事例の調査を行い、民間活用における官民のリスク分担やそのことによる利害得失（リスク及びメリット）を把握すると共に、個別業務のアウトソーシングから包括的民間委託の導入や施設改修に関わるDBOの導入など段階的な検討を継続的に実施します。また、身近なテーマとして、維持管理、保守点検および清掃等について、委託方法や委託範囲の変更とそれに伴う影響やコストの増減等を勘案しつつ、引き続き、民間活力の活用を検討していきます。
職員給与費に関する事項	管渠更新を推進していくためには、技術系職員および事務系職員共に人員削減は困難であるものの、事務処理の効率化や組織統合といった職員給与費の抑制について今後も検討していきます。
動力費に関する事項	マンホールポンプの電気代など、今後費用が高騰する場合において、進捗管理や収支の見直しの際に推定値の調整を行っていきます。
薬品費に関する事項	現在のところ特にありません。
修繕費に関する事項	施設の老朽化が進んでおり、今後、修繕が必要になってきます。修繕計画の立案により修繕費の節約及び平準化を図るとともに、施設の定期点検等による施設の長寿命化を図っていきます。
委託費に関する事項	対象設備と人件費を適正に算出し、委託料を設定していきます。また、民間活力の活用を検討するなかで、必要に応じて計画の見直しを行っていきます。
その他の取組	上記以外の項目についても、経営状況や財政状態をより明確にし、年次計画で実施可能な改善テーマを抽出し、費用対効果を勘案して有効なものには積極的に取り組み、経営基盤の強化を図っていきます。

5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	将来にわたって安定的に事業を継続していくため、PDCAサイクルの考えに基づき、投資・財政計画の達成状況について毎年度進捗管理を実施し、計画と実績の乖離を検証・対応していきます。 また、使用料金の変更や民間活力の活用等により、収支計画に大きな修正が必要となる場合においては、見直しを実施するほか、概ね5年ごとに総合的な検証を行い、さらなる現状分析や社会状況の変化などを考慮し、本戦略を更新します。
---------------------	--

6. 参考グラフ

主な収益的収入	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
料金収入	(千円)	9,711	9,722	9,737	9,149	8,903	9,956	9,673	9,390	10,051	9,774	9,496	10,141
他会計からの繰入金	(千円)	18,982	19,004	16,121	16,602	12,498	11,152	4,137	4,115	3,144	3,107	3,107	2,262
その他収入	(千円)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

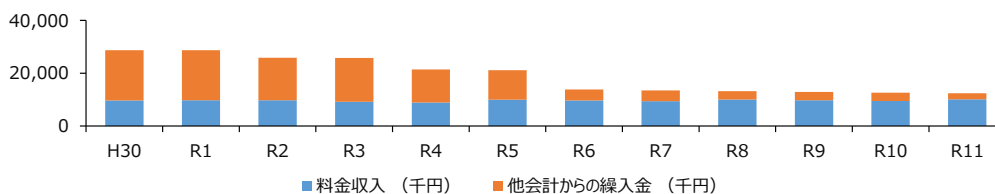
収益的収支	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
総収益	(千円)	28,693	28,726	25,858	25,751	21,401	21,108	13,810	13,505	13,196	12,881	12,604	12,403
総費用	(千円)	15,168	16,482	25,858	25,751	21,401	21,108	13,810	13,505	13,196	12,881	12,604	12,403
収益的収支	(千円)	13,525	12,244	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

資本的収支	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
資本的収入	(千円)	34,128	23,786	28,967	16,878	18,105	19,129	20,222	20,526	20,837	20,207	15,923	12,941
資本的支出	(千円)	42,177	40,602	28,967	16,878	18,105	19,129	20,222	20,526	20,837	20,207	15,923	12,941
資本的収支	(千円)	-8,049	-16,816	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

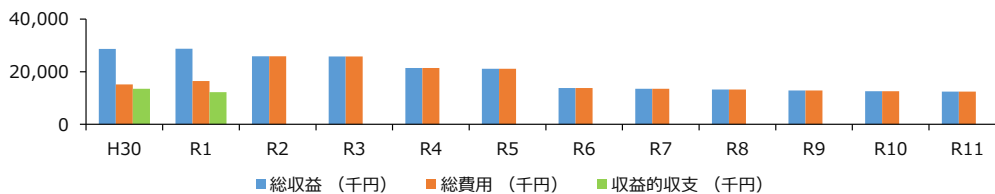
起債残高	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
地方債残高	(千円)	198,335	195,697	194,289	177,906	160,296	141,662	121,935	101,903	81,562	61,849	46,421	33,975

収益的収支比率	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
収益的収支比率	(%)	93	89	62	62	55	54	42	41	40	40	45	50

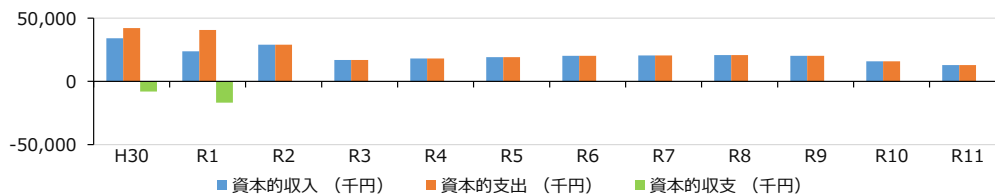
主な収益的収入（千円）



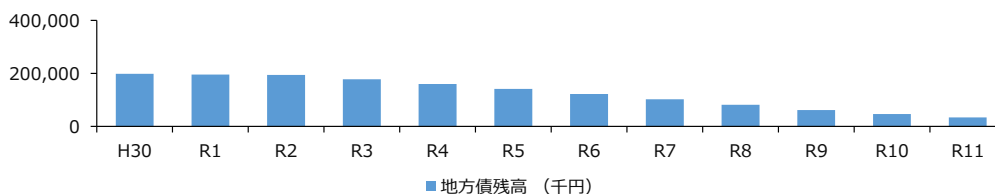
収益的収支（千円）



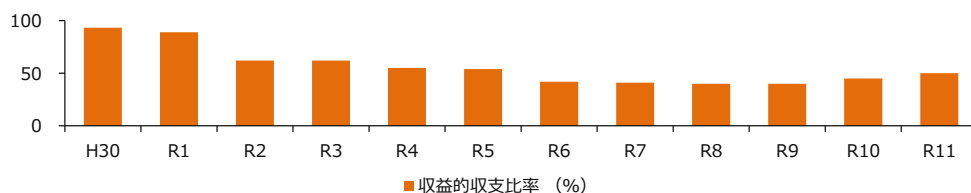
資本的収支（千円）



地方債残高（千円）



収益的収支比率（％）



[illegible]

投資・財政計画
(収支計画)

(単位：千円，％)

年 度		前々年度 (H30年度) (決算)	前年度 (R1年度) (決算)	本年度 (R2年度)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
区 分													
積 立 金 (K)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
前年度からの繰越金 (L)		970	6,447	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
前年度繰上充用金 (M)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)- (N)		6,446	1,875	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
実 質 収 支 (N)-(O)	黒 字 (P)	6,446	1,875	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	赤 字 (Q)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)		93	89	62	62	55	54	42	41	40	40	45	50
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (R)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
営 業 収 益 － 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)		9,711	9,722	9,737	9,149	8,903	9,956	9,673	9,390	10,051	9,774	9,496	10,141
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S)×100)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
健全化法施行令第16条により算定した 資 金 の 不 足 額 (T)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
健全化法施行規則第6条に規定する 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
健全化法施行令第17条により算定した 事 業 の 規 模 (V)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 (T) / (V) × 100)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地 方 債 残 高 (X)		198,335	195,697	194,289	177,906	160,296	141,662	121,935	101,903	81,562	61,849	46,421	33,975

○他会計繰入金

(単位：千円)

年 度		前々年度 (H30年度) (決算)	前年度 (R1年度) (決算)	本年度 (R2年度)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
区 分													
収 益 的 収 支 分		18,982	19,004	16,121	16,602	12,498	11,152	4,137	4,115	3,144	3,107	3,107	2,262
	う ち 基 準 内 繰 入 金	18,982	19,004	16,121	16,602	12,498	11,152	4,137	4,115	3,144	3,107	3,107	2,262
	う ち 基 準 外 繰 入 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
資 本 的 収 支 分		7,618	-	7,108	16,183	17,410	18,434	19,527	19,831	20,142	19,512	15,228	12,246
	う ち 基 準 内 繰 入 金	-	-	7,108	8,192	8,805	9,317	9,864	10,016	10,171	9,856	7,714	6,223
	う ち 基 準 外 繰 入 金	7,618	-	-	7,992	8,605	9,117	9,664	9,816	9,971	9,656	7,514	6,023
合 計		26,600	19,004	23,229	32,785	29,907	29,587	23,664	23,947	23,286	22,620	18,335	14,509